

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年 8月 9日 から 令和 7年 8月22日 歯科]

令和 7年 9月 2日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
02,0079,9 関歯79	本田歯科クリニック	〒501-3233 関市西木戸町 2 0 番地		有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査 (咬合圧) 第168号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
04,0023,3 羽島歯23	医療法人社団翔仁会 高田歯科医院	〒501-6241 羽島市竹鼻町 3 5 7 - 1		在宅患者訪問診療料 (I) の注13 (在宅患者訪問診療料 (II) の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療 DX情報活用加算 (在宅DX) 第220号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
11,0108,7 多歯108	ヤーマン歯科矯正歯科 クリニック	〒507-0054 多治見市宝町 3 - 9 8		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 (口管強) 第458号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
11,0112,9 多歯112	Uメディカルクリニック	〒507-0825 多治見市京町 1 丁目 1 2 0 番地の 1		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1415号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 初診料 (歯科) の注1に掲げる基準 (歯初診) 第1190号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 歯科外来診療医療安全対策加算 1 (外安全1) 第900号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 歯科外来診療感染対策加算 1 (外感染1) 第932号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 歯科治療時医療管理料 (医管) 第1022号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 (口管強) 第460号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 在宅患者歯科治療時医療管理料 (在歯管) 第307号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 在宅患者訪問診療料 (I) の注13 (在宅患者訪問診療料 (II) の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療 DX情報活用加算 (在宅DX) 第222号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 地域医療連携体制加算 (歯地連) 第626号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 (歯訪診) 第824号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査 (咀嚼能力) 第167号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 口腔粘膜処置 (口腔粘膜) 第317号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第1082号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 レーザー機器加算 (手光機) 第291号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) 第1810号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (歯外在ベI) 第577号 算定開始年月日：令和 7年 7月24日
24,0041,3 不歯41	岩田歯科医院	〒503-2113 不破郡垂井町清水 1 - 1 3 1		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1409号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日
 [令和 7年 8月 9日 から 令和 7年 8月22日 歯科] 令和 7年 9月 2日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
25,0041,0 安歯41	しらき歯科クリニック	〒503-0112 安八郡安八町東結481-1		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第390号 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) 第131号 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日
27,0100,0 高歯100	たかはら歯科ファミリークリニック	〒506-0026 高山市花里町4丁目51番地		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 (口管強) 第459号 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日
31,0036,8 可児歯36	岩田歯科医院	〒509-0214 可児市広見798-1		在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) 第221号 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日
32,0020,0 瑞穂歯20	うしきデンタルクリニック	〒501-0234 瑞穂市牛牧1064-1		外来後発医薬品使用体制加算 (外後発使) 第720号 外来後発医薬品使用体制加算1 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日
32,0025,9 瑞穂歯25	朝日大学医科歯科医療センター	〒501-0296 瑞穂市穂積1851番地の1		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1410号 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日
33,0011,7 飛歯11	高島歯科	〒509-4255 飛騨市古川町大野町38-1		口腔細菌定量検査 (口菌検) 第41号 算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日